平成２４年（フ）第２６号
富山県高岡市源平町30番地
債務者　金平銑一郎
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋爪　　勇
4　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月７日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第９号
兵庫県高砂市伊保崎４丁目11番14号
債務者　垣迫　雅一
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅尾　英文
4　破産債権の届出期間　平成24年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５１号
広島市西区己斐上３丁目９番14―８号
債務者　下村　貴志
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今枝　　仁
4　破産債権の届出期間　平成24年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２１号
群馬県太田市大原町801番地20
債務者　中島　隆之
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天田　昭夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第６１号
新潟市西区青山１丁目７番７号　マンション青山パレス104号
債務者　佐野　容子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩渕　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２４５号
仙台市宮城野区福室３丁目６番25号
債務者　菊地冨美子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡佳緒里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７３号
大阪府和泉市池田下町1779番地の３ファミリープラザ泉北光明池Ｂ棟207、前住所大阪府泉大津市なぎさ町２番６―809号
債務者　鳴瀬　祐司
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡﨑　宣利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１６２号
京都市右京区西院春栄町52番地
債務者　平岡　一美
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大河原壽貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２６０号
名古屋市東区泉３丁目９番11号　グリーンコーポ四季203号
債務者　太田　明美
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚原　正典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４８号
熊本市良町１丁目５番５号
債務者　山本　滝子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田尻　和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４２６号
金沢市長坂２丁目23番３号　ヴァンベール新野・102号、従前の住所金沢市近岡町277番地10
債務者　髙川　敞子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中茶　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２０４２号
名古屋市港区新茶屋４丁目1711番地
債務者　松岡康惠こと　松岡　康惠
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月６日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８０号
熊本県上益城郡益城町大字安永479番地15、前住所熊本県上益城郡益城町大字島田392番地２
債務者　大住　紀子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人大知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１１号
熊本県玉名市岩崎776番地１　シティハイツ103号
債務者　藏座　光弘
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第５４号
北海道茅部郡森町字常盤町159番地の59
債務者　水木　裕子（旧姓谷内田）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４３６号
奈良県橿原市雲梯町855番地　グリーンパレス102号
債務者　枡谷　儀一
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係